

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

## 1 事業所の概要

事業所名	横浜市下倉田地域ケアプラザ
所在地	横浜市戸塚区下倉田町 1951-8
事業者指定番号	第1401000011号
管理者・連絡先	木下伸江 (電話) 045-866-2020
サービス提供地域	横浜市戸塚区下倉田町

## 2 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	1名(兼務)
主任ケアマネジャー	1名
保健師職	1名
社会福祉士	1名
ケアマネジャー	1名

## 3 サービス提供時間

業務日	月曜日から土曜日まで。ただしローテーション勤務の都合上、不在の場合があります。※祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は休業
業務時間	午前9時から午後5時まで

## 4 運営法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 開く会
代表者名	理事長 鈴木 正明
本社所在地・電話	横浜市泉区中田西一丁目11番2号 電話 045-800-1465

## 5 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

事業所相談窓口	電話番号045-866-2020 fax 番号045-860-0200 相談員（責任者）木下伸江 対応時間月～土 9：00～17：00
	*ローテーション勤務の都合上不在の場合があります。 不在の場合、苦情相談受付記録に記入し、担当者及び管理者に引き継ぎます *年末年始（12/29～1/3）はお休みです

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	戸塚区高齢・障害支援課
	所在地：横浜市戸塚区戸塚町16-17 電話番号：045-866-8452 fax 番号：045-881-1755 対応時間：月～金8：45～17：00 *土、日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）はお休み
市町村介護保険相談窓口	横浜市 はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）
	所在地：横浜市中区本町6-50-10 電話番号：045-263-8084 fax 番号：045-550-3615 対応時間：月～金9：00～17：00 *土、日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）はお休み
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地：横浜市西区楠町27-1 電話番号：045-329-3447 対応時間：月～金8：30～17：15 *土、日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）はお休み

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

## 6 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。ただし、介護予防支援の場合は利用者の介護保険料の滞納等により、一旦、支払いが生じる場合があります。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

## 7 サービスの方針等

住み慣れた地域で安心して生活をおくれるように、お一人、お一人の相談を大切にお受けします。専門職種との連携により、介護予防の観点から、自立した生活の実現を支援します。

## 8 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
事業者指定番号	神奈川県第 号
管理者・連絡先	
サービス提供地域	

## 9 緊急時（事故、緊急時及び災害時等）の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合及び災害時等には、ご家族、主治医、救急機関等に連絡します。また事業所では「事業継続計画（BCP）」を策定し、定期的な研修や訓練を実施し、感染症及び災害等発生時に対応できるよう取り組んでいます。

## 10 虐待の防止

虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止委員会を定期的開催し、従業員に周知します。また、従業員に対し、虐待防止のための研修を実施します。

## 11 その他

職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 横浜市下倉田地域ケアプラザ  
指定登録番号 神奈川県第 1401000011 号  
管理者 木下 伸江

業務委託先居宅介護支援事業者 事業者名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
担当ケアマネジャー \_\_\_\_\_

※（居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入）

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 氏 名 \_\_\_\_\_

代理人又は立会人 氏 名 \_\_\_\_\_

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

利用者：\_\_\_\_\_

事業者：横浜市下倉田地域ケアプラザ

サービス利用者（以下「利用者」という。）と事業者は、利用者が要介護状態となることを予防し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けることを目的として、事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用について、次のとおり契約を締結します。

## 第1条（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容）

事業者は、利用者がその目的を達成するために必要な介護予防サービス等（以下「サービス」という。）を利用者自身の選択に基づき適切に利用できるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）等の関係法令及びこの契約書に従い、介護予防サービス・支援計画書（以下「計画書」という。）を作成します。また、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

## 第2条（契約の有効期間）

この契約の有効期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から1年間とします。  
ただし有効期間満了日までに利用者からの意思表示がない場合は、この契約書は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

## 第3条（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者）

- （1）事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者を選任します。
- （2）事業者側の事情により担当者を変更する場合にはあらかじめ利用者に連絡します。
- （3）事業者は、利用者の同意を得た上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを委託することができます。

## 第4条（計画書の作成）

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

- (2) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービス提供上の留意点等を明記した計画書原案を作成します。
- (3) 前号で作成した計画書原案について、内容等を明記して利用者及び家族に説明し、利用者から同意を受けて計画書を完成します。

## 第5条（計画書の変更等）

計画書に定めたサービスの実施状況を把握し、必要に応じて利用者の意向を踏まえて検討を行い、計画書を変更し速やかにサービス事業者等への連絡調整等を行います。

## 第6条（記録の整備）

- (1) 利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント経過の実施についての記録を作成し、その完結の日から5年間保管します。
- (2) 利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 第7条（秘密保持）

業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報及び秘密については、法令に基づく場合、この契約に別段の定めがある場合、又は利用者から事前の承諾を得た場合を除き、第三に開示し、又は漏らすことはありません。

## 第8条（苦情対応）

利用者からの苦情等に対応する窓口を利用者に明示し、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

## 第9条（緊急時等の対応）

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたって事故が発生した場合、又は、利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

## 第10条（損害賠償）

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。
- (2) 利用者の故意又は過失により損害を受けた場合には、その損害の賠償を請求することができます。

## 第11条（利用者の解約）

- (1) 利用者は、解約を希望する1週間前までに事業者に予告することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- (2) 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

## 第12条（事業者の解除）

利用者等の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

## 第13条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、要介護又は非該当（自立）と認定された場合
- (3) 第11条又は第12条に該当する場合
- (4) 利用者が医療施設等への入院その他により相当期間サービスを利用せず、その後も利用の見込みがないとき

#### 第14条 (契約外の事項)

この契約、介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令等の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

#### 【 契約合意確認欄 】

上記のとおり、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用契約を締結します。

令和 年 月 日

利用者

住所 横浜市戸塚区下倉田町 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記代理人(代理人を選任した場合) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

立会人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(注) 「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

事業者

所在地 横浜市戸塚区下倉田町1951-8

事業者名 横浜市下倉田地域ケアプラザ

代表者名 西隈 肇

管理者 木下 伸江

業務委託先居宅介護支援事業者

事業者名 (法人名)

事業所名

担当ケアマネジャー

※ (居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合 (契約の代行を含む) のみ記入)

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約における 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要の範囲内で使用することに同意します。

記

## 1 使用する目的

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うにあたり必要な関係機関との連絡調整等のため
- (2) 横浜市（保険者）や地域包括支援センターが、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの質の向上を目的として検討を行うため
- (3) 事故、災害及び緊急を要するときの対応のため

## 2 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、提供の際には、関係者以外には漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

令和 年 月 日

社会福祉法人開く会  
横浜市下倉田地域ケアプラザ 所長 様

利用者 住所 横浜市戸塚区下倉田町 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者家族代表 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_